

自己評価報告書

平成23年5月27日現在

機関番号：32699

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008 ～ 2012

課題番号：20760434

研究課題名 (和文) 歴史的建造物の保存修復における無形的な要素に関する研究

研究課題名 (英文) Study on the intangible aspects of the architectural conservation

研究代表者 ウーゴ ミズコ (UGO MIZUKO)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授

研究者番号：80470029

研究分野：建築史

科研費の分科・細目：

キーワード：歴史的建造物、保存、修復、無形文化遺産、文化財

1. 研究計画の概要

(1)本研究は、現在、有形文化財として理解されている歴史的建造物の無形的な要素（伝統的な建築知識や技法など）に注目するものである。世界各国で進展する文化財建造物保存行政の中で、日本と欧州（とくにイタリア）ではどのように伝統建築の技術や関連知識といった無形的要素が認識され、保護の対象として法的に認められるようになったのか、に関してその歴史的推移を明らかにする。

(2)また、日本の伝統建築の解体修理や規矩術が歴史的建造物保存修復に関する国際会議においてどのように紹介され理解されてきたのか、国際的な議論にどのような影響を及ぼしたのか、についても研究対象とする。

2. 研究の進捗状況

(1)一年目は第一段階として、まずイタリアの伝統建築を取り上げ、建築に関する無形的な要素の保存に関する調査を進めた。イタリアでは、無形文化財保護制度がまだ行政的に設立されておらず、建造物の伝統的な工法には一度消滅したものもある。だが、近年になって建築の伝統技術が研究対象となり、再評価され、その伝統を再生しようとする動きがみられるようになってきている。事実、農村の伝統的建造物に関する無形的な要素（工法、材料、建築類型等）が広く研究・調査された。それらを新築に再利用する運動自体は、歴史的に見ると1930年代にまでさかのぼることができる。近代運動の渦中にいた建築家たちは、もっとも合理的で、建築設計に欠かせない見本として農村建築を研究したのである。そのなかで扱われた伝統技術、無形的な要素は、建築史研究や保存修復とも完全に無関係ではいられない。しかしながら、

結果だけを見ると、それは制度的な保存技術の継承制度には繋がらなかった。その後の推移を追うと、1970年代に、イタリア全土における文化財の目録作成が始まる際に、有形文化財以外にも音楽から儀式までを含む無形文化財の目録作成が含まれるようになるが、まだ民俗学的な要素が強いと言わざるをえない。1990年代以降になって、具体的な保護のプロセスが開始される。このように、有形文化財に付随する形で、建設知識と技術関連知識を保護しようとする動きがはじまるのである。そして、そこには日本における伝統建築の無形的要素の保存とは大きく異なる部分が認められる。イタリアにおける保存は、建造物とその関連知識だけではなく、それらを環境という広い範囲と強く結びつけ、環境や景観の一部として保存する考えに基づいて進められてきたことが明らかになった。

(2)二年目は、初年度の作業を受けて、第一段階で取り上げたイタリアの伝統建築と関連する、無形的な要素の保存に関する調査を継続した。イタリアでは、無形文化財保護制度がまだ行政的に設立されていない。しかしながら、2004年の新しい文化財保護法はユネスコの国際条約が定義する無形遺産を初めて取り入れることを検討した。それでも、まだ無形遺産関連の有形遺産のみを法律の対象にしている事実には変わりがない。そのような状況で、建造物の伝統的な工法の消滅が強く認識されるようになり、近年、建築の伝統技術が研究対象となり、再評価され、その伝統を再生しようとする動きがみられるようになってきている。以上の成果を受け、日伊比較考察として、日本の「文化財保護法」が1975年以降に定めた文化財の保存技術の中で選定されている「檜皮葺・柿葺き」、「茅葺」、「建造物木工」、「規矩術」、「左官」

を参考に、イタリアでも、このような取り組みができないかを検討してみたが、保存技術の保持者の決め方に難点があることが次第に明らかになってきた。

3. 現在までの達成度

①当初の計画のとおり進展している

日本における建造物の保存修復の無形的な要素は、法律において正式に保護されており、また、その法律制度から30年以上という長い年月がたっている。そのため、保存技術や無形遺産は共通の認識になっており、資料に基づいて研究の進展ができています。それに対して、西洋における文化財に関する無形的な要素の法的な保護は、まだ議論の最中であり、進行形の状態である。しかしながら、伝統的な建設技術といった無形的な要素の研究は以前から進んでいるため、その内容を確認することができています。そして、日本における状況との違いについては、これから深めていく予定である。

4. 今後の研究の推進方策

(1)

基本的な方針としては、日本における歴史的建造物の無形的な要素がいつ頃からどのように保護行政の対象にしようと思われたか、その過程を明らかにしたい。その際、その特徴と知識、つまり建築における人間の「わざ」が具体的な保存修理においてどのように利用されているのかに焦点を当て、今後の保存修復のあり方と新しい技術の導入も含めた研究を目指したい。とくに、伝統技術として最初に選定された「規矩術（古式規矩）」（竹原吉助、1976年）はこの主題の大きな転機であり、選定のプロセスを深く掘り下げる必要がある。

次に、日本建築に関する伝統的な知識の保存と継承の認識過程を明らかにする。

1. 日本における伝統技術保存の推移に関する調査

「規矩術」に関する研究書の収集、および保護行政との関連の分析。

規矩術の選定後、関連する技術との影響関係について。

文化庁、専門家・団体へのヒアリング。

2. イタリアにおける伝統技術再評価に関する調査

イタリア各州における保護行政と伝統技術に関する調査

【日干し煉瓦の保存と再利用についてはサルデーニャ州、北イタリアの伝統木造工法についてはトレンティーノ州】

(2)

日本国内と海外調査と専門家との意見交換を行うが、欧州・ユネスコ関係を強化する。

1. 日本が海外向けに発信した報告書の分析

Kenzo Tange and Noboru Kawazoe, *Ise: Prototype of Japanese Architecture*, Cambridge, Massachusetts: M.I.T. Press, 1965 を

はじめ、浅野清「日本建築の構造」『日本の美術』n.245, 1986年、奈良文化財研究所『木造建造物の保存修復のあり方と手法』2003年を手がかりに、どのような段階を経て日本の建築の修理方針が決定されたのかを分析し、最終的にはそうした手法がどのようにヨーロッパ諸国に理解されるにいたったのかを追求する。

2. 日本の保存技術に関する海外の認識に関する調査

外国人研究者によって書かれた出版物（とくにノルウェー、ドイツ、スペイン人によるものが重要）といった本や専門雑誌を通じて海外における日本の伝統建築とその保存修理方法の認識の現状を究明する。

3. 保存技術における日本と海外の交流に関する調査

ユネスコ、国際会議の関係文書の収集、および分析

適宜、世界遺産センターとの意見交換も行う。
以上を論文にまとめ、国内外の学会に発表する予定である。

5. 代表的な研究成果
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 件)

[学会発表] (計 件)

[図書] (計 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]